

# **認定こども園について**

**～概要、利用手続き、保育料～**

**平成27年10月**

**千葉市こども未来局**

# 1. 認定こども園とは

# 1. 認定こども園とは①

- 認定こども園は、**幼稚園と保育所の役割を両方とも果たす施設**で、小学校就学前の子どもに、幼児期の教育と保育を一体的に提供します。
- 保護者の働き方にかかわらず（共働きの家庭も、専業主婦（夫）家庭も）利用でき、入園後に働き方が変わっても、通い慣れた園を継続して利用することができます。
- 認定こども園は、各園の創意工夫により、特色ある幼児教育・保育を提供します。
- さらに、園児以外も対象として、相談活動や親子の集いの場など、地域における子育て支援を行います。

# 1. 認定こども園とは②

- 27年4月から、一人一人の子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指して、全国で「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。
- これにより、「少子化対策」が社会保障のひとつに位置付けられ、国の責任において、「新制度」の実施に必要な財源が確保されます。
- この「新制度」の中で、「認定こども園」は施策の大きな柱のひとつに位置付けられており、全国的に普及が図られることとなっています。

# 1. 認定こども園とは③

- 現在、小学校就学前の子どもが通う場所は、例外もありますが、保護者の働き方によって決まるのが実情です。

「専業主婦（夫）家庭の子どもは幼稚園」

「共働き家庭の子どもは保育所」

⇒途中で仕事を始めたら幼稚園を退園して保育所へ？

⇒途中で仕事を辞めたら保育所を退所して幼稚園へ？

- 本来、保護者の働き方だけでなく、個々の子どもの健やかな成長にとって最善の選択ができ、子どもが慣れ親しんだ園に通い続け、一貫性のある教育・保育を受けられることが、望ましい姿です。
- 認定こども園の普及は、保護者の皆様の選択の幅を広げ、一人一人の子どもたちが個性や発達状況に合った教育・保育を受けることができる機会を充実することにつながります。

# 1. 認定こども園とは④

そこで…

- 千葉市は、認定こども園の普及を強かに推進していきます！
- 特に、教育・保育に関する豊富なノウハウや、優れた施設・周辺環境を有する幼稚園・保育所の認定こども園への移行を促進していきます！

## **2. 認定こども園の利用手続き**

## 2-1. 支給認定(保育の必要性の認定)①

- 認定こども園の利用に当たり「保育の必要性の認定」(＝「**支給認定**」)を受けていただきます。

※認定手続きは、お住まいの市区町村が行います。市外在住の方は、お住まいの市区町村にお問合せください。

- 認定の種類は、年齢と「保育の必要性」に応じた**3種類**です。

### ① 1号認定(教育標準時間認定)

…3～5歳で、4時間程度の教育を受ける子ども

### ② 2号認定(保育認定)

…3～5歳で、8～11時間の教育・保育を受ける子ども

### ③ 3号認定(保育認定)

…0～2歳で、8～11時間の教育・保育を受ける子ども



## 2-1. 支給認定(保育の必要性の認定)②

➤ 保護者が、主に次の事由でお子さんを家庭で保育できない場合に、保育の必要性が「ある」(2号認定又は3号認定)と認定します。

- 就労(両親とも月64時間以上)
- 妊娠・出産
- 保護者の疾病、障害
- 親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動(起業準備を含む)
- 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
- 育休取得時に保育を利用している子どもの継続利用

など

## 2-1. 支給認定(保育の必要性の認定)③

- **2号・3号認定の場合、保護者の就労時間等によって、保育の必要量（施設を利用できる時間）が異なります。（2区分）**

### **A. 保育標準時間利用 … 1日11時間まで**

→ 両親ともに月に120時間以上就労（主にフルタイム勤務を想定）する場合等が当てはまります。

### **B. 保育短時間利用 … 1日8時間まで**

→ 両親ともに月に64時間以上120時間未満就労（主にパートタイム勤務を想定）する場合等が当てはまります。

※通勤時間を含めた勤務形態によっては、月120時間に達しなくても、保育標準時間認定を受けることができます。

- **1号認定の場合、利用時間の区分はありません。現在の幼稚園と同様、4時間程度の教育を受けます。（必要に応じて、教育時間前後の「預かり保育」の利用も可能です。）**

## 2-1. 支給認定(保育の必要性の認定)④

### ➤ 支給認定についてまとめると…

年齢	保育の必要性	支給認定区分		保育の必要量 (利用可能時間)	就労時間の下限 (両親ともに)
3～5歳	なし	1号認定	教育標準時間	4時間程度/日	—
	あり	2号認定	保育標準時間	11時間まで/日	120時間/月
			保育短時間	8時間まで/日	64時間/月
0～2歳	あり	3号認定	保育標準時間	11時間まで/日	120時間/月
			保育短時間	8時間まで/日	64時間/月

- 3～5歳児については、就労状況など、ご家庭の状況に応じて、1号認定と2号認定のいずれかを選択して、利用手続きを行います。  
(1号認定と2号認定の併願も可能です。)
- 0～2歳児については、3号認定の手続きを行います。

## 2-2. 利用の申込み

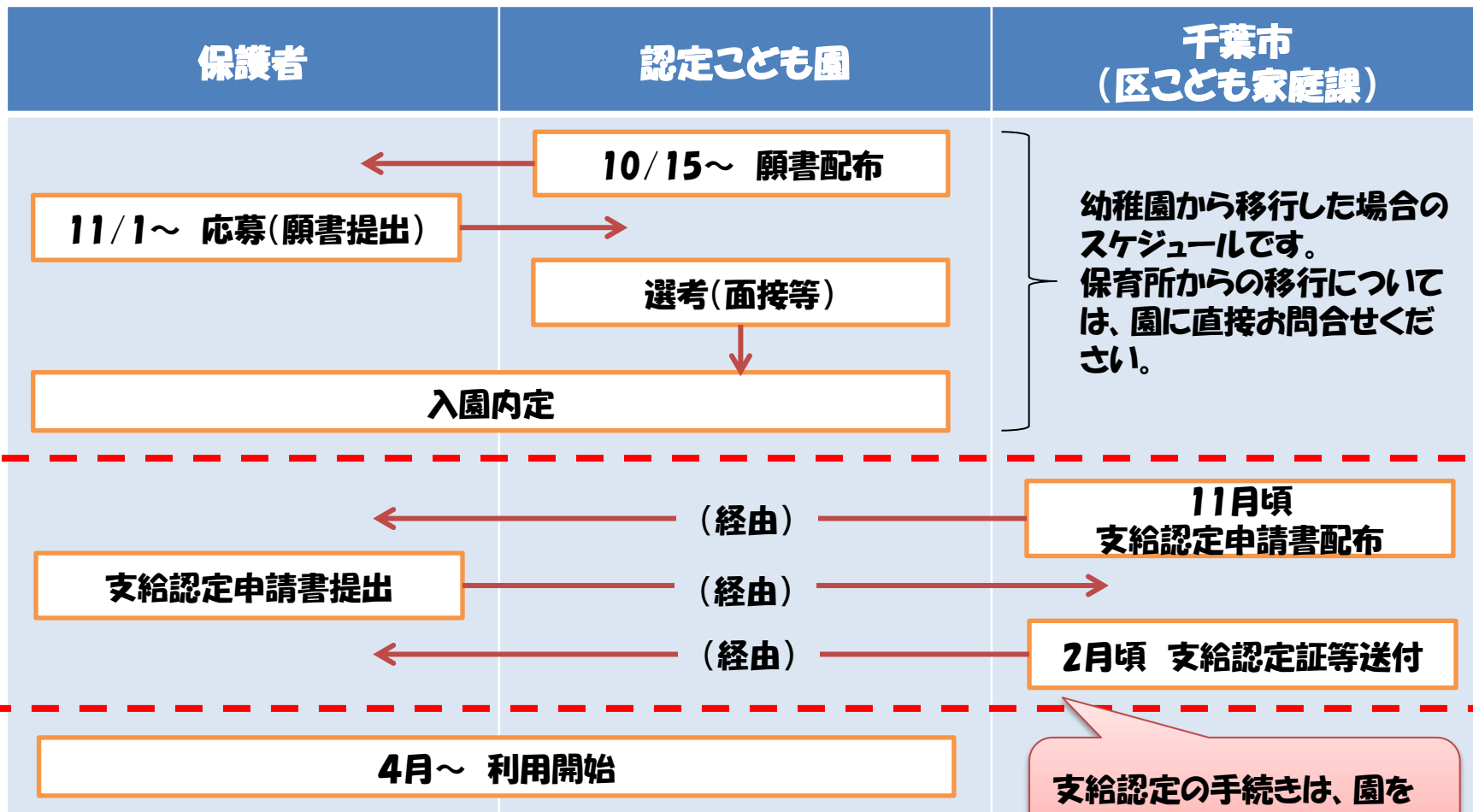
### ① 1号認定を受けて利用する場合

- 園に直接申し込んでください。
- 幼稚園から移行する認定こども園の場合、一般的に、願書の配布は、前年度の10月15日からです。
- 年度途中の入園については、園に直接ご相談ください。

### ② 2号・3号認定を受けて利用する場合

- 市(市外在住の方はお住まいの市区町村)に申し込んでください。
- 利用希望や保育の必要性の高さ(優先度)などを考慮して、市が利用先を決定します。
- 4月一斉入所の申込み受付は、前年度の11月上旬にスタートします。
- 定員に空きがあれば、年度途中の入園も可能です。お住まいの区のごども家庭課にご相談ください。

# 2-2①. 利用手続きの流れ (1号認定を受けて4月入園)

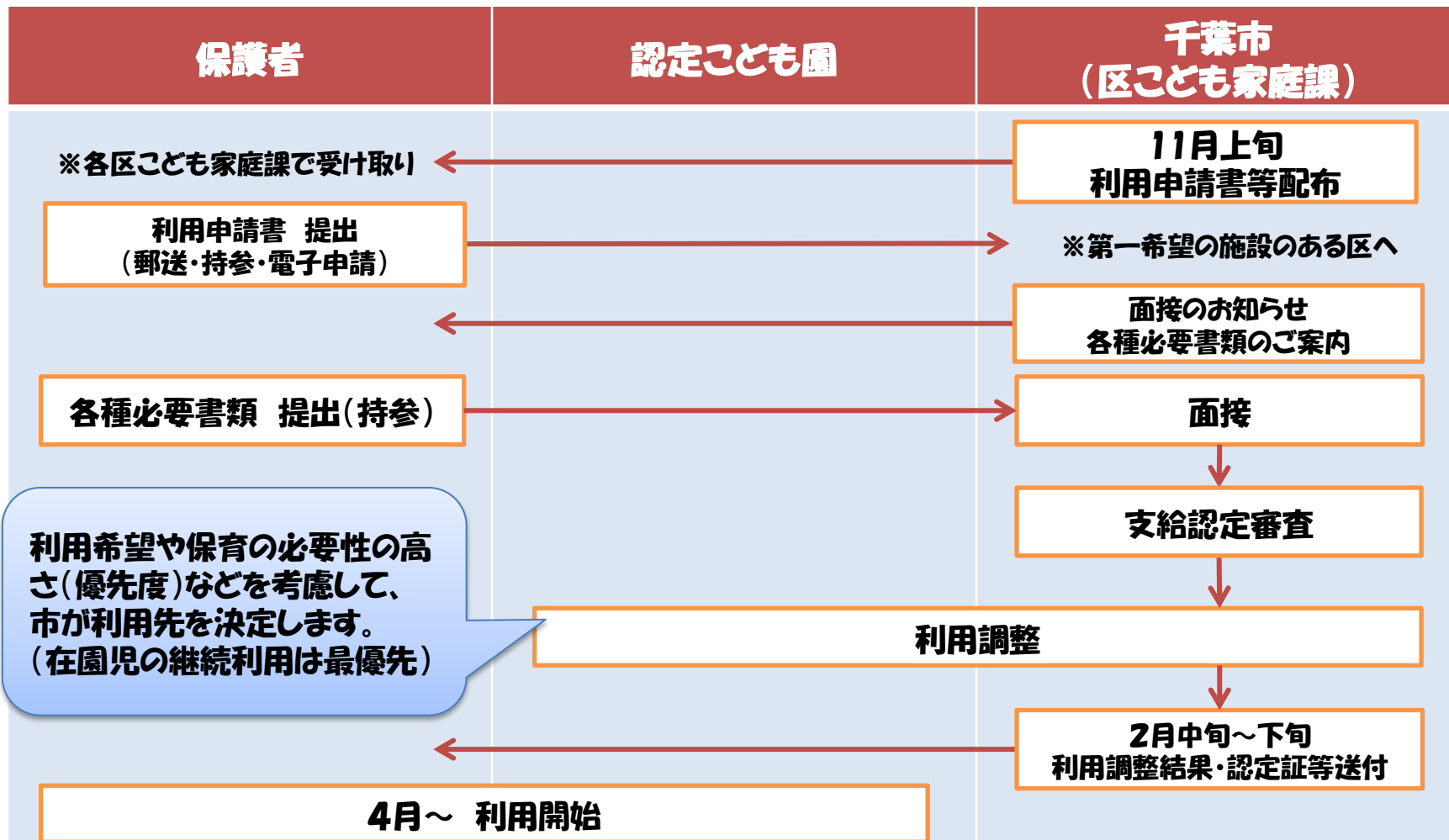


支給認定の手続きは、園を通じて行います。

※現時点における想定スケジュールです。  
 ※支給認定手続きの詳細は、申請書配布の際にお知らせします。

# 3-2②. 利用手続の流れ

## (2号・3号認定を受けて4月入園)



※現時点における想定スケジュールです。

※詳しくは、利用申請書等の配布の際にご案内します。

## **3-3①. 在園中の幼稚園が認定こども園に 移行する場合**

### **(1) 1号認定を受けて継続利用する場合**

- 11月頃、支給認定の手続きを行っていただきます。
- 申請書類の配布・提出、支給認定証の交付は、園を通じて行います。  
(区役所にお出でいただく必要はありません。)

### **(2) 2号・3号認定を受けて継続利用する場合**

- 翌年4月の一斉入所に合わせて、市に利用申込みを行っていただきます。(前述の3-2②と同じ流れです。)

**※(1)、(2)どちらの場合も、希望する方は全員、同じ園を引き続き利用することができます。**

## **3-3②. 在園中の保育所が認定こども園に移行する場合**

### **(1) 1号認定を受けて継続利用する場合**

- 支給認定の変更が必要になります。(2号認定→1号認定)
- 1号認定の申請書類の配布・提出、支給認定証の交付は、園を通じて行います。(区役所にお出でいただく必要はありません。)

### **(2) 2号・3号認定を受けて継続利用する場合**

- 特別な手続きは必要ありません。
- 10月頃に現況調査(就労状況等を確認する調査)を行いますので、ご協力をお願いいたします。

**※(1)、(2)どちらの場合も、希望する方は全員、同じ園を引き続き利用することができます。**



## 3-4. 在園中に就労状況等が変わった場合

➤ 在園中に就労状況が変わっても、通い慣れた園に通い続けることができます。(3～5歳児の場合)

### < 2号認定⇒1号認定 >

➤ 在園中に仕事を辞めるなど、家庭での保育が可能な状況になった場合は、2号認定から1号認定へ。(教育時間前後は預かり保育の利用も可能。)

### < 1号認定⇒2号認定 >

➤ 在園中に仕事に就くなど、家庭での保育が困難な状況になった場合は、1号認定から2号認定へ。(利用調整において、最優先で取扱い。)

# 4. 認定こども園の基本保育料

# 4-1. 認定こども園に支払う主な費用

## ① 保育料(基本保育料)

- 毎月、所得に応じて市(市外在住の方は、お住まいの市区町村)が定める保育料を支払います。

## ② 特定負担額

- 教育・保育の質の向上を図るために必要な費用の対価として、①に加え、各園が独自に定める金額を支払います。
- 特定負担額を徴収するためには、保護者の同意が必要です。

## ③ 実費

- 給食の提供、日用品・文具の購入、行事への参加等に必要な実費を支払います。
- 実費を徴収するためには、保護者の同意が必要です。

## 4-2. 1号認定子どもの基本保育料①

### < 幼稚園(27年度まで)の保育料の仕組み >

- 園が定める入園料等と、園が定める月々の保育料(原則として金額は一律)を納入
- 毎年度末、市から所得に応じた「就園奨励費補助金」を受給

➤ 年度末に1年分の補助金を支給し、保護者の負担を軽減



### < 認定こども園(28年度から)の保育料の仕組み >

- 市が定める月々の基本保育料(所得に応じた金額設定)を納入

➤ 月々の基本保育料を所得に応じた金額とすることで、初めから保護者の負担を軽減

# 4-2. 1号認定子どもの基本保育料②

## < 1号認定基本保育料(27年度) >

(単位:円)

階層区分		月額基本保育料(1号認定)			
		第1子	第2子	第3子以降	
生活保護世帯	A	0	0	0	
市民税非課税世帯	B	0	0	0	
市民税所得割非課税世帯	C	920	0	0	
市民税所得割課税額	48,600円未満	D	5,190	2,590	0
	51,500円未満	E	8,780	4,390	0
	56,600円未満	F	12,360	6,000	0
	77,101円未満	G	13,980	6,000	0
	211,201円未満	H	18,150	7,920	0
	285,301円未満	I	23,330	10,500	0
	285,301円以上	J	24,420	11,580	0

※1 多子軽減は、小学校3年生までのきょうだいの中で、当該園児が上から何人目に当たるかで判定します。

例①) 小学校2年生、5歳児、3歳児の場合、5歳児が第2子、3歳児が第3子

例②) 小学校6年生、4歳児、3歳児の場合、4歳児が第1子、3歳児が第2子

※2 階層区分は、4～8月は前年度の市民税額、9～3月は当年度の市民税額に基づき決定します。

※3 階層区分は、父母の課税額の合計により決定します。(同居の祖父母等、父母以外の扶養義務者の課税額により決定する場合があります。)

## 4-3. 2号・3号認定子どもの基本保育料①

- 2号・3号認定の子どもについても、所得に応じて市（市外在住の方は、お住まいの市区町村）が定める基本保育料を支払います。
- なお、認定こども園と保育所とで、基本保育料の金額に違いはありません。
- 市の基本保育料は、保護者の負担軽減を図るため、国が定めた基準額より低額に設定しています。
- なお、基本保育料は、幼稚園の保育料と同様、認定こども園に直接支払います。

# 4-3. 2号・3号認定子どもの基本保育料②

## <2号認定基本保育料(27年度)>

(単位:円)

階層区分		月額基本保育料(2号認定)						
		保育標準時間(1日11時間までの利用)			保育短時間(1日8時間までの利用)			
		第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	
生活保護世帯	A	0	0	0	0	0	0	
市民税非課税世帯	B	0	0	0	0	0	0	
市民税所得割非課税世帯	C1	3,320	1,660	0	3,260	1,630	0	
市民税所得割課税額	48,600円未満	C2	5,280	2,640	0	5,190	2,590	0
	51,500円未満	D1	8,930	4,460	0	8,780	4,390	0
	56,600円未満	D2	12,570	6,280	0	12,360	6,180	0
	74,000円未満	D3	17,600	8,800	0	17,300	8,650	0
	97,000円未満	D4	19,310	9,650	0	18,980	9,490	0
	112,000円未満	D5	21,020	10,510	0	20,660	10,330	0
	132,000円未満	D6	22,730	11,360	0	22,340	11,170	0
	169,000円未満	D7	24,680	12,340	0	24,260	12,130	0
	203,800円未満	D8	26,410	13,200	0	25,960	12,980	0
	301,000円未満	D9	28,140	14,070	0	27,660	13,830	0
	397,000円未満	D10	31,030	15,510	0	30,500	15,250	0
	480,000円未満	D11	32,600	16,300	0	32,050	16,020	0
	671,800円未満	D12	34,180	17,090	0	33,600	16,800	0
671,800円以上	D13	35,770	17,880	0	35,160	17,580	0	

※1 多子軽減は、2人以上同時に認定こども園、保育所等を利用している場合、その中で当該園児が何人目に当たるかで判定します。

例)5歳児、3歳児、0歳児の場合、5歳児が第1子、3歳児が第2子、0歳児が第3子

※2 階層区分は、4~8月は前年度の市民税額、9~3月は当年度の市民税額に基づき決定します。

※3 階層区分は、父母の課税額の合計により決定します。(同居の祖父母等、父母以外の扶養義務者の課税額により決定する場合があります。)

※4 27.3.31時点で保育所等を利用し、27.4.1以降も引き続き利用する児童については、経過措置により、制度変更の影響を軽減します。

# 4-3. 2号・3号認定子どもの基本保育料③

## < 3号認定基本保育料(27年度) >

(単位:円)

階層区分		月額基本保育料(3号認定)						
		保育標準時間(1日11時間までの利用)			保育短時間(1日8時間までの利用)			
		第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	
生活保護世帯	A	0	0	0	0	0	0	
市民税非課税世帯	B	0	0	0	0	0	0	
市民税所得割非課税世帯	C1	4,110	2,050	0	4,040	2,020	0	
市民税所得割課税額	48,600円未満	C2	6,170	3,080	0	6,070	3,030	0
	51,500円未満	D1	11,180	5,590	0	10,990	5,490	0
	56,600円未満	D2	14,960	7,480	0	14,710	7,350	0
	74,000円未満	D3	18,840	9,420	0	18,520	9,260	0
	97,000円未満	D4	26,650	13,320	0	26,200	13,100	0
	112,000円未満	D5	33,450	16,720	0	32,880	16,440	0
	132,000円未満	D6	40,760	20,380	0	40,070	20,030	0
	169,000円未満	D7	44,000	22,000	0	43,250	21,620	0
	203,800円未満	D8	51,690	25,840	0	50,810	25,400	0
	301,000円未満	D9	54,330	27,160	0	53,410	26,700	0
	397,000円未満	D10	57,460	28,730	0	56,480	28,240	0
	480,000円未満	D11	60,600	30,300	0	59,570	29,780	0
	671,800円未満	D12	65,750	32,870	0	64,630	32,310	0
671,800円以上	D13	70,900	35,450	0	69,690	34,840	0	

※1 多子軽減は、2人以上同時に認定こども園、保育所等を利用している場合、その中で当該園児が何人目に当たるかで判定します。

例)5歳児、3歳児、0歳児の場合、5歳児が第1子、3歳児が第2子、0歳児が第3子

※2 階層区分は、4～8月は前年度の市民税額、9～3月は当年度の市民税額に基づき決定します。

※3 階層区分は、父母の課税額の合計により決定します。(同居の祖父母等、父母以外の扶養義務者の課税額により決定する場合があります。)

※4 27.3.31時点で保育所等を利用し、27.4.1以降も引き続き利用する児童については、経過措置により、制度変更の影響を軽減します。



## 4-4. 基本保育料の支払い

- **28年4月～8月分の基本保育料(27年度の市民税額により決定)は、28年4月頃にお知らせする予定です。**
- **また、28年9月～29年8月分の基本保育料は(28年度の市民税額により決定)は、28年8月末頃にお知らせする予定です。**
- **認定こども園の場合、月々の基本保育料の支払い時期は、各園が定めます。**

# お問い合わせ先

## ◆認定こども園全般(基本保育料含む)に関すること

⇒ 保育支援課 : 245-5100 又は 245-5977

## ◆認定こども園の利用手続きに関すること

⇒ お住まいの区のごとも家庭課:

中央区ごとも家庭課 : 221-2172

花見川区ごとも家庭課 : 275-6197

稲毛区ごとも家庭課 : 284-6137

若葉区ごとも家庭課 : 233-8150

緑区ごとも家庭課 : 292-8137

美浜区ごとも家庭課 : 270-3150